明治三十二年五月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第四条第一項の規定の承認を行った件（文部科学・環境一）　一

〔公告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　九

特殊法人等
日本下水道事業団、日本弁護士連合会懲戒の処分、企業年金基金設立関係　一六

地方公共団体
行旅死亡人関係　一九

会社その他
会社決算公告　三一

告示

○文部科学省環境省告示第一号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十九年四月二十日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十九年五月十六日

文部科学大臣　松野　博一
環境大臣　山本　公一

承認番号　17―26Ｐ―0001

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	国立研究開発法人　農業・食品産業技術総合研究機構 理事長　井邊　時雄 茨城県つくば市観音台３－１－１
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	複合病害抵抗性イネ（*WRKY45*遺伝子発現イネ、*Oryza sativa* L. 日本晴；NIA―OS001－８）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	所在地：茨城県つくば市観音台２－１－２ 名称：農業・食品産業技術総合研究機構 観音台第三事業場　隔離ほ場 及び 所在地：茨城県つくば市観音台３－１－１ 名称：農業・食品産業技術総合研究機構 観音台第四事業場　高機能隔離ほ場 及び 所在地：茨城県つくば市観音台３－１－３ 名称：農業・食品産業技術総合研究機構 観音台第七事業場　隔離ほ場 使用期間：承認日から平成36年３月31日まで １　隔離ほ場の施設 ⑴　部外者の立入りを防止するために、隔離ほ場全体の外側に、メッシュフェンスを設置している。 ⑵　隔離ほ場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を記載した標識を見やすい所に掲げる。 ⑶　鳥類の摂食を防ぐため、遅くとも出穂期までには、栽培区域に防鳥網を設置し、刈取り後に撤去する。なお、調査、収穫作業等のため防鳥網を外す場合には、できる限り短期間とし、作業等終了後、直ちに再度設置する。 ⑷　栽培は慣行法に準じ、気象等に対応して防風網又はビニルハウス等の設置を行う場合がある。